

評議員・役員報酬規程

(趣旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人えのき会（以下『法人』という。）定款第八条の規定に基づき、評議員、理事、監事（以下『役員』という。）報酬について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の総額)

第二条 評議員・役員に対して各年度の総額が 28,000 円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(実費弁償)

第三条 評議員会、理事会に出席する役員が定款 20 条の規定により業務として 7,000 円弁償することができる。

2. 評議員会・理事会および監査会業務
3. その他理事会が特に必要と認める業務

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から適用する